

# 児童手当における受給者の 「同居優先」認定について

～離婚協議中の別居により児童手当の受給者を変更したい方へ～

児童手当は、児童の主たる生計維持者（原則、両親の所得の高い方）が受給者となります。

しかし、離婚協議中で別居している場合、所得状況に関わらず、児童と同居している方を受給者として認定（「同居優先」により認定）することができます。

ただし、受給者を変更するには一定の要件や書類の提出が必要となります。

## 1. 「同居優先」の要件（すべてを満たすことが必要です）

①現受給者（配偶者）と住民票上別世帯であること

②児童と同一世帯であること

③配偶者との離婚の意思を確認できる書類が提出できること

離婚の意思を確認できる書類の例

- ・協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- ・調停期日呼出状の写し
- ・家庭裁判所における事件係属証明書
- ・調停不成立証明書
- ・弁護士等の第三者により作成された書類
- ・（※上記の書類が用意できない場合）現受給者と離婚協議中である旨の申立書（必ず現受給者に記入してもらう必要があります。）

## 2. 必要書類（①及び②・③のいずれかが必要です）

①児童手当・特例給付 認定請求書

※請求者（児童と同居している父または母）名義の金融機関の通帳またはキャッシュカードを持参してください。

②児童手当の受給資格に係る申立書

※離婚協議中であることを明らかにできる書類の添付が必要です。

③現受給者と離婚協議中である旨の申立書

## 3. 注意点

以下の場合には「同居優先」認定の対象となりません。

①配偶者と住民票上同一世帯である場合

⇒住民票上同一世帯である場合、原則は生計が同一であるとみなします。

②仕事の都合での単身赴任をする場合など、離婚協議に関係なく別居している場合

⇒現受給者（配偶者）が児童を別居監護し、児童手当を継続して受給することになります。

③配偶者との離婚の意思を確認できる書類が提出できない場合

⇒一方による申立てだけでは、判断ができません。客観的に判断ができる書類（第三者による証明等あるいは双方による申立て）が必要です。

手続き・お問い合わせは…

甲斐市役所 子育て支援課 児童係 (Tel055-278-1692)